

【財務省】

日 時： 12月1日（月）15：00～15：30
 場 所： 財務省1F 面談室
 対 応： 財務省主計局 内田補佐（文科省担当）

5

1．公教育の無償化について

- (1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。
- (2) 都道府県立学校において授業料の無料化を実現すること。

10 財務省 義務教育に対する国庫負担ということは非常に重要なことだとは認識している。現状では、義務教育費国庫負担金で三分の一を負担しており、ご指摘の給食費や教材費については、地方財政措置で行われている。この他にも、要保護など困っている世帯に対しては国でみている部分もあるし、理科教育などにも国の補助金が出ている。

15 現段階では給食費や教材費などを国費で直接補助するシステムにはなっていない。

20 県立高校の授業料の無償化については背景もある程度は理解できるし、民主党からもそのような要請はある。ただし、これも現段階では高等教育であることの公平感、つまり義務教育とは異なる一部のところに税金を出すということについて国民に理解をいただく必要がある。また、実現には相当の財源も必要となるが、現在の財政状況では困難であると言わざるを得ない。

25 自治労 我々は現場で仕事をする中で、家庭の経済格差が子どもの将来にわたってまで影響を及ぼす状況を目の当たりにしている。そうした中、子どもにかかる経費を公費でみることで所得再配分と同様の効果があり、格差の是正につながるのではないかとということがこの要請の趣旨である。

また、同時に学校で徴収する費用の事務負担もなくなるということは、今話題にされている教員の負担軽減、多忙化解消にもつながる話で、これらは現行の制度上の問題ということではなく、将来的な制度の課題として検討していただきたい内容である。

30

2．教職員人件費について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。
- (2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。なお、東京23区への人事権付与に関しては都と全ての区との間における合意を前提として検討を行うこと。

35

財務省 制度と財源については幅広い検討が必要である。学校事務職員のみ的一般財源化を先行ということは、議論されるとしたら文科省の審議会でのということになるが、現段階でそのような話は聞いていないので、そういうことにはならないだろう。

5 自治労 今行ってきた総務省でも、課題にはなっていないとの話だったが、財務省としてもそういうことは考えていないということによろしいか。

財務省 少なくとも2009年度の予算編成のなかではそういうことはないと言える。

10 自治労 文科省としては1/3を元の1/2へ、あるいは全額国庫負担にしたいという思いがあると思うが、そうした中で昨今、地方財政悪化で教材整備が十分に行渡っていないとのことから、国庫負担から除外した教材費を国庫負担に準じた形にしたいという話も聞こえてくるが、財務省としては何かそういう話を聞いているか。

財務省 新学習指導要領に基づくものは要求が出ているし議論もしているが、システムを変えるという議論にはなっていない。

15 自治労 新学習指導要領に向けた財源措置では教材整備事業と11500人の人的措置については別枠で算定を考えているのか。

財務省 別議論になると思う。

自治労 11500人の人的措置は認める方向なのか。また優先度はどうか。

財務省 まだ検討中である。

20 3. 小中学校事務職員の定数改善計画について

小中学校事務職員の定数改善は、「12学級以上の中学校の2校区に一人事務職員を加配」することとし、その配置等は各地域の実態に応じ、市区町村が決定するものとする。また、格差を解消するため、就学困難な児童生徒に係る加配を改善

25 すること。

財務省 事務職員の方の定数改善という問題等は承知はしているが、まずは文科省で決める話。ただ、一般論としては昨今の財政状況と国の教育費や人件費のあり方が問われている中では、大幅な改善という状況ではないのではないかと。

30 自治労 教員の多忙化解消について文科省からいろいろな議論が来ていると思うが、それに対しての財務省としての現段階での見解があればお聞かせ願いたい。

財務省 多忙化については、国から発出される事務の問題と授業量、授業数と主幹教諭等や副担等の数字的なもの、さらに国際社会の基準的なものなどを総合的に考えて、煩雑性ということを議論する必要があるのではないかとということ

35 ことを申し上げている。

自治労 教員の多忙化解消策として学校事務職員を増やして事務的な部分を肩代わりさせるといふ論議があるが、去年のこの場では、学校事務職員がそういった教員の多忙化の仕事を引き受けるのは本末転倒だし、そういう形で教員の多忙化解消はできないのではないかとの話がされた。そうした考えは今年
5 の予算編成でも同様なのか。

財務省 密接にどういう関係があるのか、その効果が検証ができていないというか、そういう話が醸成されていない。

自治労 県立学校の方でも事務の共同実施やセンター化を通して教員の多忙化解消をはかるといふ取り組みが一部でなされているが、実際には現場の事務職員
10 の定数が剥がされるなどで、教員の負担軽減にはつながっていない実態がある。義務制についても同様のことが言える。そうした実態については認識を持っていただきたい。

財務省 いずれにしても定数改善は文科省の方で一定の議論がなされてこちらに
15 来る話なので、何も無いところでこちらから話を持っていくことにはならないので、こちらの立場も理解していただきたい。

4．学校事務職員の処遇改善

都道府県立学校事務職員の配置にあたっては、事務機能の低下により、学校間・
20 地域間に格差が生じないように、事務長を含めた正規職員を配置し、定数基準は最低3名とすること。

また、生徒数減少の激しい地域については配慮した改善を行うこと。

財務省 学校間や地域間で格差が生じないように適正な配慮は十分必要なことだ
25 と考えている。ただし、配置については都道府県の問題であるので、こちらからどうこう言える立場にはない。

自治労 経費を節約するということは大切なことだが、この間の政策で学校には非
30 正規の職員が非常に増えている。学校の現業職員を非正規化して教員の定数を確保したりというケースも見られるが、その教員ですら生活保護を申請したら通ったという事例もあった。食べていけない、生活していけない実態がある。そういう社会を是正していくのも財務省の仕事ではないのか。

財務省 今ここでこうだといふ方向性を出すことは難しい。皆さん方の考えや気持
ちは分かった。